

別府市議会市民と議会との対話集会等実施要綱

制定 平成28年3月31日

別府市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第23号）第8条第2項の規定に基づき、市民と議会との対話集会等（以下「対話集会等」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施時期及び開催場所)

第2条 対話集会等は、原則年1回又は必要に応じて開催するものとし、その日程は、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

2 対話集会等の開催場所は、中央公民館及び各地区公民館を基本に、必要に応じこれら以外の場所とし、委員会において決定する。

(内容)

第3条 対話集会等の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) 議会の活動状況
- (3) 市民又は各種団体（教育機関を含む。以下同じ。）との意見交換
- (4) その他必要と認められる事項

(実施体制)

第4条 対話集会等は、班を編成し、班において実施するものとし、議長を除く議員は、いずれかの班に属するものとする。

2 議長は、原則として全ての対話集会等に出席するものとする。ただし、公務等のため出席できないときは、副議長が代わって出席するものとする。

3 班に属する議員は、委員会において、期数及び会派並びに属する常任委員会を勘案し、決定するものとする。

4 班に班長及び副班長1人を置き、班に属する議員の互選により決定す

る。

5 班長は、班が実施する対話集会等を統括する。

6 副班長は、班長を補佐する。

7 班に次の各号に掲げる担当者を置き、当該各号に定める事項を担当させるものとする。

(1) 司会 班長の指示に従い、司会進行を行うこと。

(2) 説明 議決の内容及び議会の活動状況等について説明を行うこと。

(3) 記録 対話集会等の内容を要点筆記により記録すること。

(4) 受付誘導 開催場所の受付及び誘導を行うこと。

(5) 駐車場整理 開催場所の駐車場の整理を行うこと。

(6) 記録写真 対話集会等の記録写真の撮影を行うこと。

8 議長及び班長は、必要に応じ、班に属する議員以外の議員に対話集会等への出席を要請することができる。

9 班に属する議員が対話集会等の当日に欠席するときは、当該欠席をする議員の所属する会派から当該議員に代わる議員が出席するものとする。

(広報)

第5条 対話集会等を実施するに当たっては、広く市民等の参加を促すため、べっぷ市議会だより、市議会公式ホームページ、全議員によるチラシ配布等により周知するものとする。

(配付資料)

第6条 対話集会等で使用する資料は、各班共通のものを使用するものとし、委員会において作成する。ただし、議長又は班長が必要と認めたものについては、別途配布できるものとする。

(進行)

第7条 対話集会等の開催時間は、概ね1時間30分程度とし、その進行は、次のとおりとする。

(1) 開会の挨拶

(2) 議会からの報告

(3) 質疑に対する応答

(4) 市民又は各種団体との意見交換

(5) 閉会の挨拶

2 前項第1号の挨拶は、議長が行うものとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定により副議長が出席するときは、副議長が行うものとする。

3 第1項第3号の質疑応答については、班に属する議員全員で行うものとする。

4 その他進行に関し必要な事項は、各班において決定するものとする。
(報告)

第8条 対話集会等終了後、各班の班長は、報告書を委員会の委員長に提出するものとする。

2 委員会の委員長は、各班の班長からの提出された報告書を取りまとめ、議長に提出するものとする。

(市民等からの意見、要望等への対応)

第9条 議会に対する意見、要望等で重要と認められるものは、議長が取りまとめて対応するものとする。

2 市政に対する意見、要望等で重要と認められるものは、議長が取りまとめて市長に文書等で報告し、その対応を求めるものとする。

3 前項の場合において、議長が特に必要と認めたときは、所管の常任委員会の委員長と協議のうえ、所管事務調査を行うものとする。

(報告等の公表)

第10条 議長は、第8条第2項に規定する報告の内容及び前条第2項の規定により求めた対応の回答を別府市議会公式ホームページで公表するものとする。

(議員派遣の手続)

第11条 対話集会等の開催に当たり、議員を派遣する場合は、別府市議会会議規則(昭和46年別府市議会規則第1号)第167条の規定により議員派遣の手続を取るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長及び委員会の委員長が協議し別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。